

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2022年12月22日	
【会社名】	株式会社gumi	
【英訳名】	gumi Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川本 寛之	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号	
【電話番号】	03-5358-5322(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 本吉 誠	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号	
【電話番号】	03-5358-5322(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 本吉 誠	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	7,065,840,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,980,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 上記普通株式(以下「本新株式」といいます。)は、2022年12月22日付の当社取締役会決議により発行を決議しております。

- 2 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町7番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	9,980,000株	7,065,840,000	3,532,920,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	9,980,000株	7,065,840,000	3,532,920,000

(注) 1 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は3,532,920,000円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
708	354	100株	2023年1月10日(火)	-	2023年1月11日(水)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に後記申込取扱場所に所定の申込書を提出し、払込期日までに後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、なお、本新株式の募集は、第三者割当の方式による本新株式の発行(以下「本第三者割当」といいます。)と並行して行われる、当社とSBIホールディングス株式会社(以下「SBI」といい、同社グループを総称して「SBIグループ」といいます。)及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス(以下「スクウェア・エニックス」といい、同社グループを総称して「スクウェア・エニックス・グループ」といいます。また、SBIとスクウェア・エニックスをあわせて、個別に又は総称して、「割当予定先」といいます。)との間の資本業務提携(以下「本資本業務提携」といいます。)とあわせて実施するものであり、当社と割当予定先との間でそれぞれ、資本業務提携契約を締結します。

3 発行価格は、会社法上の払込金額であります。

4 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

5 割当予定先から申込みがない場合、割当予定先に対する第三者割当による新株発行は行われないうこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社gumi	東京都新宿区西新宿四丁目34番7号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

## 3【株式の引受け】

該当事項なし

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
7,065,840,000	35,000,000	7,030,840,000

(注) 1 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、デュー・ディリジェンス費用の一部及びその他事務費用(有価証券届出書等の書類作成費用及び変更登記費用等)の合計であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額7,030百万円については、下記表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額(千円)	支出予定時期
トークン発行型ブロックチェーンゲーム等の開発・運用資金	3,000,000	2023年1月～2025年12月
Web3.0関連有力企業への戦略投資資金	1,500,000	2023年1月～2025年12月
モバイルオンラインゲームの開発・運用資金	1,500,000	2023年1月～2024年12月
その他関連事業への活用資金	1,030,840	2023年1月～2025年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理する予定です。

## 1. 本第三者割当の目的及び資金使途の詳細

本第三者割当は、割当予定先との資本業務提携を目的としたものであり、上記表中の各資金使途に関する詳細は、以下のとおりです。

## トークン発行型ブロックチェーンゲーム等の開発・運用資金

当社グループが有するゲームコンテンツの開発・運用力を活用しクオリティの高いブロックチェーンゲームを提供しつつ、SBIグループが有するトークン上場ノウハウを掛け合わせることで、ゲーム内で使用されるトークンの上場を目指してまいります。更に、ブロックチェーンゲーム専用のプラットフォームやNFTマーケットプレイスの設立等も既に検討しており、両社の協業により、ブロックチェーンゲームの開発・配信からトークンやNFTの販売・流通に至るまでをワンストップで展開し得るサービスの提供を目指してまいります。

また、ブロックチェーンゲームの開発にあたっては、スクウェア・エニックス・グループとの協業による、オリジナル又は両社の既存有力コンテンツの活用等も視野に入れつつ、新規ブロックチェーンゲームの開発・運用も積極的に推進してまいります。

## Web3.0(ブロックチェーン技術を基盤とした分散型インターネット)関連有力企業への戦略投資資金

これまでの投資の知見を活かし、Web3.0関連の有力企業への戦略投資を実行し、フィナンシャルリターンの獲得はもとより将来の業務提携等、戦略的な取り組みを実行してまいります。

戦略投資においては、ブロックチェーンゲーム領域のみならず、暗号資産やNFT(Non-Fungible Token(非代替性トークン))との親和性の高い様々な事業領域に対し投資を行ってまいります。現時点において具体的な投資先はございませんが、Web3.0の関連コンテンツに知見を有する企業(ゲーム開発会社も含みますがそれに限られません。)を対象としてエクイティ出資、トークン出資又はプロジェクト出資等を行うことによって将来的な協業に向けた関係性を構築することを投資方針としてSBIグループやスクウェア・エニックス・グループとの共同投資を行うこと等も検討してまいります。上記支出予定期間(2023年1月～2025年12月)中に、仮に投資候補先と合意に至らなかった場合や有望な投資機会がなかった場合においては、引き続き戦略投資資金への充当を模索しつつ、上記「トークン発行型ブロックチェーンゲーム等の開発・運用資金」又は「その他関連事業への活用資金」への充当も行う予定です。

## モバイルオンラインゲームの開発・運用資金

現在収益の主軸となっているモバイルオンラインゲーム事業において、更なる収益力の拡大を図るべく、開発パイプラインを増強してまいります。高品質なオリジナルタイトル又は他社有力IP (Intellectual Property (知的財産権)) を活用したタイトルを年間1~2本程度安定的に供給すべく取り組みを行っていくとともに、開発・運用の両面におけるスクウェア・エニックス・グループとの協業も積極的に推進してまいります。

#### その他関連事業への活用資金

他社開発ゲームの配信権獲得、メタバース事業において必要となる各種ライセンス取得、ノード事業の拡充に向けた有力チェーンのトークン取得費用、ゲームアセットを活用した金融商品(ST)の開発等、様々な用途で活用することを想定しております。

## 2. 資金調達の方法として本第三者割当を選択した理由

当社グループが属するモバイルオンラインゲーム事業及びメタバース事業における競争優位性を確保していくためには、高品質なタイトルを継続的に開発・運用していくための多額な資金ニーズが存在すること、加えてメタバース事業においてはユーザーに安心、安全にゲームを楽しんでもらうための事業環境の整備等も必要となってくることも踏まえ、当該事業の推進にあたり多額な資金ニーズが存在し、当社としても資金調達方法の検討を行ってまいりました。

資金調達の方法としては、代表的な方法として金融機関等からの借入れがありますが、これは既に一定の規模にて実施をしており、当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点も踏まえると、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達ではなく、自己資本比率を低下させることのない、株式の発行による資本性の資金調達を行うべきであると判断いたしました。資本性の資金調達の検討に際し、公募増資やコミットメント型ライツ・オフリングの方法については、一般に株式を発行するまでの準備期間が長く、かつ第三者割当の方法に比べて調達金額に占めるコストが高くなることを踏まえ、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断しております。さらに、株主割当及びノンコミットメント型ライツ・オフリングの方法については、必要額の調達の実現可能性が不透明であることを踏まえ、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断しております。

一方で、第三者割当増資を行う場合には、株式の希薄化が生じることとなり、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本第三者割当に係る希薄化率は31.87% (議決権ベースでの希薄化率は34.17%) に相当します。しかしながら、本第三者割当増資を通じ、SBIグループ及びスクウェア・エニックス・グループとの強固な業務提携のもと事業推進を図ることは、当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであると判断し、本第三者割当を決定いたしました。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 自己株式の消却について

当社は2022年12月22日付の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、2023年1月11日付で当社普通株式2,101,066株の消却(以下「本自己株式消却」といいます。)を行うことを決議いたしました。なお、消却後の当社発行済株式総数は39,198,234株(本第三者割当により発行される本新株式(9,980,000株)を含みます。)となります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

SBI

a. 割当予定先の概要	名称	SBIホールディングス株式会社
	本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第24期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年7月27日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第25期第1四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月15日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第25期第2四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先の連結子会社である株式会社SBI証券は、2022年10月31日現在、当社の普通株式を644,529株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、割当予定先の連結子会社である株式会社新生銀行より借入を行っております。 また、当社グループが組成したファンドに対し、割当予定先の連結子会社である株式会社新生銀行及び新生企業投資株式会社より出資を受けております。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)現在のものであります。

スクウェア・エニックス

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス
	本店の所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番30号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第42期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月24日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第43期第1四半期 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月8日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第43期第2四半期 (自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月11日関東財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社グループ及び株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングスの100%子会社である株式会社スクウェア・エニックスとの間で、ゲームの開発及び運用に係る取引があります。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)現在のものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

## 1. 本資本業務提携の目的及び理由

当社グループは、企業理念「Wow the World! (すべての人々に感動を)」のもと、当社が起点となり世界中にWow! (“Wow”、“和を”、“輪を”)を提供すべく、全社員一丸となって取り組んでおり、現在の収益の主軸であるモバイルオンラインゲーム事業に加え、メタバース事業にも早期に参入することで、将来の収益基盤を構築すべく取り組んでおります。

メタバース事業における外部環境は、ブロックチェーンやXR(Virtual Reality(仮想現実)、Augmented Reality(拡張現実)、Mixed Reality(複合現実)などの現実世界と仮想世界を融合して新しい体験を作り出す技術の総称)等の新たなテクノロジーを活用した様々なコンテンツやデバイスが生み出され、国内外で市場が急速に拡大しております。

かかる環境下、メタバース事業を今後の収益の柱となるよう成長させるにあたり、特にブロックチェーン領域において、ブロックチェーンゲーム等のコンテンツ開発、グローバルにおけるファンド投資、有力ブロックチェーンのノード運営(主としてブロックチェーンにおける取引の証明を行う業務)の3つの事業に積極的な経営資源投下を行っております。

中でもブロックチェーンゲームの開発・配信にあたっては、既にNFTゲームである「ブレイブ フロンティア ヒーローズ」を全世界のユーザーに届けており、ヒットコンテンツの実績を有しておりますが、本格的なブロックチェーンゲームの開発・配信にあたっては、当社グループがこれまで培ってきたゲーム開発の豊富なノウハウや高い技術力のみならず、トークン発行やトークンエコノミー形成や最新のトレンド等も含めたエコシステムの構築が必要となります。また、誰もが認める有力コンテンツの活用等も視野に入れつつ、これまでの投機性の高いブロックチェーンゲームから脱却し、「楽しみや感動を味わいながら、価値までも創造していく」という「Wow and Earn」を実現するブロックチェーンゲームを創出していくことが、全世界のユーザーにとって重要であると考えております。この新たな価値を創造し、全世界のユーザーに届けるためには、金融のノウハウを有する企業及び有力IP・コンテンツ開発力を有する企業との戦略的提携が必要不可欠であると考えております。

一方、SBIグループは、金融サービス事業、資産運用事業、投資事業及び暗号資産事業から構成される金融分野の事業を核に、Web3.0関連事業等の今後の急成長が期待される先進的な事業を次々と展開しており、Web3.0における制度・インフラ構築を積極的に推進しております。直近では、日本初の統合型NFT売買プラットフォーム事業を展開している株式会社スマートアプリ(現SBINFT株式会社)を連結子会社化し、NFTマーケットプレイス事業に進出いたしました。また、次世代の金融商品として注目されるセキュリティ・トークン(以下「ST」といいます。)の発行・流通市場の整備にも注力しており、株式会社SBI証券(以下「SBI証券」といいます。)では、国内初となる一般投資家向け社債型STO(Security Token Offering)や資産裏付け型STの公募を行い、大阪デジタルエクステンジ株式会社では、STの流通市場を構築すべく2023年中でのサービス提供開始を予定するなど、ブロックチェーン技術を利用したデジタル証券を活用する資金調達の一翼を担っております。このような状況の下、ブロックチェーンを活用したゲームの開発に際して、当社グループのゲーム開発ノウハウと、SBIグループの金融機能並びにWeb3.0領域におけるネットワーク及びノウハウとを融合させることで、新たなユーザー体験を提供するコンテンツを創出していくことができ、ひいては両社の企業価値の向上に大きく貢献することが期待できるという観点から、当社からSBIに対して本資本業務提携の提案を行い、合意に至ったため、SBIとの本資本業務提携を決定いたしました。

また、スクウェア・エニックス・グループは「ファイナルファンタジー」や「ドラゴンクエスト」等の世界的に有名なIPコンテンツを数多く有する企業であり、当社との協業においても「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス」「ファイナルファンタジー ブレイブエクスヴィアス 幻影戦争」等の様々なタイトルをグローバルに展開し、全世界のユーザーに受け入れられてきました。スクウェア・エニックス・グループは、「資産性ミリオンアーサー」のNFT販売や新規IPによるNFTコレクティブアートプロジェクト「SYMBIOGENESIS(シンビオジェネシス)」の来春の展開等、既にブロックチェーン・エンタテインメント領域において様々な取り組みを実施しております。また、中期事業戦略における新規領域として、ブロックチェーンを基盤とする分散型ゲームを展開していくことを掲げている等、当社との事業シナジーも非常に大きいと考えております。このような状況の下、上記のとおり既にスクウェア・エニックス・グループとは協業の実績があったことを踏まえ、ブロックチェーンゲームの開発・配信に際して、当社グループのゲーム開発ノウハウと、有力なIP・コンテンツ開発力を有するスクウェア・エニックス・グループのノウハウを融合させることで、新たなユーザー体験を提供するコンテンツを全世界のユーザーに届けることができ、ひいては両社の企業価値の向上に大きく貢献させることが期待できるという観点から、当社からスクウェア・エニックスに対して本資本業務提携の提案を行い、合意に至ったため、スクウェア・エニックスとの本資本業務提携を決定いたしました。

当社は、SBI及びスクウェア・エニックスとの戦略的提携により、ブロックチェーン・Web3.0領域における競争力の更なる強化を図りつつ、事業展開の更なる加速を図ってまいります。

## 2. 本資本業務提携の内容

### (1) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当により、SBIに当社普通株式8,800,000株(議決権数88,000個)、スクウェア・エニックスに当社普通株式1,180,000株(議決権数11,800個)を割り当てます。

2022年10月31日現在の議決権総数(292,063個)に、本第三者割当により増加する議決権数(99,800個)を加味した議決権総数(391,863個)を基準とした議決権比率は、SBIは22.46%、スクウェア・エニックスは3.01%となります。

なお、本第三者割当の払込期日と同日付にて、当社が保有する自己株式の消却を行う予定となっておりますが、本自己株式消却の詳細については、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。

### (2) 業務提携の内容

#### A. SBIとの業務提携の内容

主な内容は以下に記載のとおりです。また、これらに加え、SBI及び当社の更なる企業価値向上に資する施策の検討及び協議を進めてまいります。

##### 業務提携の内容

##### . ブロックチェーン関連コンテンツの開発・運用・販売における提携

SBI及び当社は、両社グループが有する知見を活用し、トークン発行型のブロックチェーンゲームの開発及びグローバル展開等、コンテンツ領域に関する協業を行ってまいります。

具体的には、当社が有するゲーム開発・運用ノウハウを活用することで、クオリティが高く長期運営が可能なゲームコンテンツを提供しつつ、そこにSBIグループが有するトークン上場等に係るノウハウを掛け合わせ、ゲーム内で使用されるトークンをSBIグループのSBI VCトレード株式会社や株式会社ビットポイントジャパン等の暗号資産取引所に上場させることを目指してまいります。加えて、ゲーム内で獲得したNFTをトレードするための二次流通マーケットとしてSBIグループのSBI NFT株式会社が提供するNFTマーケットプレイス機能を活用する予定です。

更に、ブロックチェーンゲーム専用のプラットフォームやNFTマーケットプレイスの設立等も既に検討しており、両社の協業により、ブロックチェーンゲームの開発・配信からトークンやNFTの販売・流通に至るまでをワンストップで展開し得るサービスの提供を目指してまいります。

##### . Web3.0領域のネットワークの相互活用による提携

当社は、これまでもSBIの連結子会社である株式会社新生銀行やその子会社である新生企業投資株式会社との間で、株式会社gumi venturesや合同会社gumi Cryptos Capitalを通じたファンド事業にて連携を行い、相応の収益を創出してまいりました。

今後、両社グループが有するネットワークを更に活用することで、Web3.0領域における事業連携の更なる強化を図ってまいります。具体的には、SBIグループや当社グループが手掛ける投資ファンドや出資を行う事業会社への共同投資に加え、当社グループがネットワークを有する有力トークンに対する、SBIグループによる上場支援、SBIグループのネットワーク活用によるノード運営事業拡大等、様々な事業連携を行ってまいります。

##### . 金融商品開発・販売における提携

SBI証券において、当社グループの保有するアセットを活用した金融商品の開発を検討してまいります。具体的には、当社グループの開発するゲーム又は保有する著作権を裏付け資産としたSTの発行及びSBI証券顧客に対する販売の検討や、SBI証券顧客に対し、ゲーミングの要素を取り入れた投資体験を提供するべく、当社グループからのノウハウ提供等を検討してまいります。加えて、SBIグループが有する4,000万人の顧客基盤と当社が有するユーザー基盤を相互に拡大すべく、顧客・ユーザーの利便性・満足度向上に資する施策の検討及び協議も進めてまいります。

##### . Web3.0領域を取り巻く事業環境の整備推進に向けた提携

当社は、2022年7月に若手起業家支援制度「Web3 Startups」を創設し、Web3.0領域にて世界を席卷する日本の若手起業家の育成と輩出を目指す等、日本の産業発展に貢献すべく取り組みを行っておりますが、現状、暗号資産やNFTは一般消費者には十分に普及しておらず、加えて各種法令や規制面等においても様々な課題が議論されている状況にあります。

SBIと当社は、Web3.0領域における更なる産業発展と、課題解決に向け、コンテンツ提供や広報宣伝活動等を通じ、一般消費者に対するWeb3.0の認知拡大に向けた取り組みを推進するとともに、関係省庁や関係業界団体等とも緊密に連携をしながら、事業環境の整備(税制・会計監査基準等の構築に係る提言を含みます。)の推進を図る予定です。

#### 役員派遣

当社とSBIとが本日付で締結した資本業務提携契約において、SBIは、当社の社外取締役候補者1名を推薦することができ、当社は、SBIが推薦した者を社外取締役候補者とする取締役選任議案を、原則として、当社の株主総会に上程することを合意しています。

また、SBIは、上記合意に基づき推薦した者が当社の社外取締役として選任されるまでの間、SBIの指名する者が、当社が別途指定する内容及び様式による秘密保持契約を締結することを条件として、SBIの指名する者をオブザーバーとして、最大で2名まで、当社の取締役会に出席させることができ、当社は、SBIより指名されたオブザーバーに当社の取締役会への出席の機会を与えることを合意しています。

#### 契約期間

SBIとの間の資本業務提携契約の契約期間は、以下のいずれかの事由が生じるまでとすることを合意しています。

- (ア) SBIが保有する当社の議決権数とその時点における当社の総議決権数の5%を下回る場合
- (イ) 資本業務提携契約が解除された場合
- (ウ) 契約当事者が資本業務提携契約を終了させることに合意した場合

#### B. スクウェア・エニックスとの業務提携の内容

主な内容は以下に記載のとおりです。また、これらに加え、スクウェア・エニックス及び当社の更なる企業価値向上に資する施策の検討及び協議を進めてまいります。

##### 業務提携の内容

###### ・モバイルオンラインゲーム及びブロックチェーンゲームの開発・配信に係る提携

スクウェア・エニックス及び当社は、既に両社グループにおいて、モバイルオンラインゲームの開発及び配信において協業の実績がありますが、今般、スクウェア・エニックスの当社に対する資本参加を機に、協業分野をブロックチェーンゲームにも拡大してまいります。

具体的には、スクウェア・エニックス・グループが有するグローバルにおけるゲームパブリッシュカやマーケティングノウハウに、当社グループが有するゲーム開発力、長期運用力及び海外展開ノウハウを掛け合わせることで、クオリティの高いモバイルオンラインゲーム及びブロックチェーンゲーム(オリジナルタイトルや有力IPを活用したタイトルを含みます。)を積極的に開発するとともに、早期のグローバル展開を図ってまいります。

###### ・ブロックチェーンゲーム専用プラットフォームの設立検討に向けた提携

スクウェア・エニックス及び当社は、ブロックチェーンゲーム市場の更なる拡大に資する様々な取り組みを行ってまいります。具体的には、ブロックチェーンゲーム専用プラットフォームやNFTマーケットプレイスの共同設立等、新たな形でのブロックチェーンゲームの提供やエコシステムの形成を目指すべく、様々な取り組みの検討を推進してまいります。

###### ・Web3.0領域のネットワークの相互活用による提携

スクウェア・エニックス及び当社は、相互が有する投資ネットワークを最大限活用することで、Web3.0領域における更なる連携を図ってまいります。具体的には、両社がネットワークを有するWeb3.0領域のグローバルな有力企業やプロダクトに対する共同投資や協業機会を提供する等、両社の企業価値向上に資する取り組みを行ってまいります。

加えて、Web3.0領域に関連する省庁や業界団体等への働きかけ等により、事業環境の整備(税制・会計監査基準等の構築に係る提言を含みます。)を図る等、両社が有する事業構想の実現に向けた取り組みを行ってまいります。

#### 契約期間

スクウェア・エニックスとの間の資本業務提携契約の契約期間は、以下のいずれかの事由が生じるまでとすることを合意しています。

- (ア) スクウェア・エニックスが当社の株式を保有しなくなった場合
- (イ) 資本業務提携契約が解除された場合
- (ウ) 本第三者割当に係る買取契約が終了した場合
- (エ) 契約当事者が資本業務提携契約を終了させることに合意した場合

## d. 割り当てようとする株式の数

本新株式の総数は9,980,000株です。当社は、各割当予定先に以下に記載する株数を割り当てます。

SBI	8,800,000株
スクウェア・エニックス	1,180,000株

## e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先が、本資本業務提携の趣旨に鑑み、本第三者割当により取得する当社株式を長期的に保有する方針であることを口頭で確認しております。

当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## f. 払込みに要する資金等の状況

## SBI

SBIからは、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2022年11月14日付で関東財務局長宛に提出した第25期第2四半期報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株式の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

## スクウェア・エニックス

スクウェア・エニックスからは、本新株式の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、当社は、割当予定先が2022年11月11日付で関東財務局長宛に提出した第43期第2四半期報告書における連結貸借対照表により、同社が本新株式の払込みに要する十分な現預金及びその他流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

## SBI

SBIは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、SBIが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2022年7月27日)において「SBIグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行う等、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」旨定めております。さらに当社は、SBIの担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## スクウェア・エニックス

スクウェア・エニックスは、東京証券取引所プライム市場に上場しており、スクウェア・エニックスが東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書(最終更新日、2022年7月11日)において「反社会的勢力に対しては、従来から対応部門を定めて組織的に、毅然とした態度で対処し、一切の関係を排除することとしております。その主体性を担保するため、取引先との契約書には、反社会的勢力との関係がないことを、誓約する条項を設けております。」旨定めております。さらに当社は、スクウェア・エニックスの担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が特定団体等には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項なし

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2022年12月21日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値である708円としました。これは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。

なお、当該払込金額708円につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2022年12月21日)までの直近1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値749円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し5.47%のディスカウント(小数点以下第3位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直近3ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値870円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対し18.62%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均値800円に対し11.50%のディスカウントとなります。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であり、本新株式の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査等委員会(3名全員が社外取締役)から、本新株式の払込金額の決定方法は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にしており、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであるため、当該決定方法により決定された本新株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものとする取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により割り当てる本新株式の数は9,980,000株(議決権数99,800個)であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数31,319,300株(議決権総数292,063個)を分母とする希薄化率は31.87%(議決権ベースでの希薄化率は34.17%)に相当します。なお、2023年1月11日に予定されている自己株式2,101,066株の消却を加味した場合、実際に増加する発行済株式総数は、7,878,934株であり、2022年10月31日現在の当社発行済株式総数31,319,300株(議決権総数292,063個)を分母とする希薄化率は25.16%(議決権ベースでの希薄化率は34.17%)に相当します。

しかしながら、本第三者割当は、当社と割当予定先との間の本資本業務提携に基づき実施されるものであり、本資本業務提携を履行することは、中長期的な視点から今後の当社の企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しております。また、割当予定先は当社株式を長期的に保有する方針であり、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。なお、下記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、第三者委員会を設置いたしました。同委員会は本第三者割当の必要性及び相当性につき検討し、下記「6 大規模な第三者割当の必要性 (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本第三者割当につき、必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。したがって、本第三者割当による資金調達に係る株式の希薄化の規模は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、株主価値向上の観点からも合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行に係る新規発行株式数9,980,000株に係る議決権数99,800個については、当社の総議決権数292,063個(2022年10月31日現在)に占める割合が34.17%と25%以上となることから、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23 6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
SBIホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	-	-	8,800,000	22.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,679,100	9.17	2,679,100	6.84
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	1,444,600	4.95	1,444,600	3.69
NEXTBIGTHING株式会社	東京都渋谷区鶯谷町13番1号	1,400,000	4.79	1,400,000	3.57
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	-	-	1,180,000	3.01
國光 宏尚	東京都渋谷区	1,086,100	3.72	1,086,100	2.77
川本 寛之	東京都渋谷区	995,800	3.41	995,800	2.54
本吉 誠	東京都目黒区	778,600	2.67	778,600	1.99
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目6番21号	666,200	2.28	666,200	1.70
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	644,529	2.21	644,529	1.64
計		9,694,929	33.19	19,674,929	50.21

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2022年10月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2022年10月31日現在の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当により割り当てられる本新株式の数及び当該株式に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

4 当社は、自己株式2,101,066株(2022年10月31日現在)を保有しておりますが、本自己株式消却後の自己株式は0株となります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおりであります。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株式の発行に係る新規発行株式数9,980,000株に係る議決権数99,800個については、当社の総議決権数292,063個(2022年10月31日現在)に占める割合が34.17%となり、25%以上の希薄化が生じることとなります。今般の新株式発行は、このような希薄化を伴いますが、当社の成長戦略の実現に向けて本第三者割当による調達資金を活用していくことが、中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものであるという事情を考慮すれば必要性があると判断しています。また、本新株式は資本業務提携を強化・促進する目的で発行されるものであり、短期的な売却は想定されていないという事情からすれば、本第三者割当が市場へ及ぼす影響は、ある程度抑えられるものと考えております。当社は、以上の点に加え、下記の当社及び当社の経営者から独立した者からの意見も踏まえこれらを総合的に検討した結果、今回の発行数量及びこれによる株式の希薄化の規模並びに流通市場への影響はかかる目的達成の上で、合理的であると判断いたしました。なお、当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役から反対意見は表明されておりません。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当に係る議決権ベースでの希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、本第三者割当については、対象となる割当先に対して割当を行って本資本業務提携を強化・促進する必要があること、割当予定先は当社普通株式を長期的に保有する方針であるため、本新株式が短期的・大量に市場で売却されることによる流通市場への悪影響は原則として生じないと考えられること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係のない社外有識者である弁護士の本加本氏（ホーガン・ロヴェルズ法律事務所）並びに当社の社外取締役（監査等委員）である高橋信太郎氏、長南伸明氏及び清水健次氏の4名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2022年12月21日付で入手しております。なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

#### (本第三者委員会の意見の概要)

##### 1 結論

第三者委員会は、本第三者割当について、必要性及び相当性のそれぞれの観点から問題がないと考えます。

##### 2 理由

###### (1) 必要性

当社の説明によれば、当社は、その企業価値を向上させるために、SBI及びスクウェア・エニックスとの資本業務提携を計画しており、具体的には、当該資本業務提携により、トークン発行型ブロックチェーンゲーム等の開発及び運用、Web3.0関連有力企業への戦略投資、モバイルオンラインゲームの開発・運用、その他関連事業への活用をすべく計画を進めているとのことです。

について、当社のゲームコンテンツの開発運用力とSBIが有するトークン上場ノウハウを掛け合わせたブロックチェーンゲームを開発することで、ゲーム内で使用されるトークンの上場を目指し、高い収益と持続可能なエコシステムの両立を目指されています。また、ブロックチェーンゲーム専用のプラットフォームやNFTマーケットプレイスの設立も検討されており、その計画を実行するための資金として、約30億円が必要ということでした。

について、具体的には、ブロックチェーンゲーム領域のみならず、暗号資産やNFTとの親和性の高い様々な事業領域に対し投資を計画しているとのことです。その計画を実行するための資金として、約15億円が必要ということでした。

について、現在において当社の収益の主軸となっているモバイルオンラインゲーム事業で開発パイプラインを増強することにより収益拡大を目指すとのことです。具体的には、高品質なオリジナルタイトル又は他社有力IPを活用したタイトルを年間1～2本程度安定的に供給することを目指すための資金として、約15億円が必要とのことです。

について、具体的には他社開発ゲームの配信権獲得、メタバース事業において必要となる各種ライセンス取得、ノード事業の拡充に向けた有力チェーンのトークン取得費用、ゲームアセットを活用した金融商品（ST）の開発等を計画しているとのことです。その計画を実行するための資金として約10億円が必要とのことです。

第三者委員会としては、当社がSBI及びスクウェア・エニックスと提携する必要性を判断するに際し、そもそも当社の経営陣それぞれの経営判断に属するものと考えておりますが、それを前提にして、提携の必要性に関する当社の説明に特に不合理な点を見出しておりません。さらに具体的な提携の内容として、上記の4つの計画があり、それぞれにおいて具体的な金額の資金が必要だとする当社の説明についても、不合理な点を見出ませんでした。したがって、本第三者割当による資金調達の必要性について認められると考えております。

###### (2) 相当性

###### (ア) 他の資金調達手段との比較

当社の説明によれば、資金調達の方法として、まず当社の財務体質の強化と経営の効率化の確保の観点からは、金融機関等からの借入れといった負債性の資金調達ではなく、株式の発行による資金調達を行うべきと考えたとのことです。そして、株式の発行方法として、公募増資やライツ・オフリングは、第三者割当の方法に比べて調達金額に占めるコストが高くなることから最終的に選択肢にはならなかったとのことでした。そもそ

も本件は、単なる資金調達ということではなく、SBI及びスクウェア・エニックスとの業務提携を行うという文脈の中で同社らに対して株式を発行して資金を調達するということであるから、その目的に最も相応しい資金調達手段として第三者割当による株式発行を選んだということです。第三者委員会は、そのような当社の説明において特に不合理な点を見出しておらず、他の資金調達手段との比較という観点から相当性が認められると考えます。

(イ) 割当予定先について

第三者委員会は、割当予定先らに関して、株式会社JPリサーチ&コンサルティング(本社:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号)に調査を依頼し、同社が作成した報告書(2022年12月19日付)において特に問題が指摘されていないことを確認しました。さらに割当予定先らはいずれも上場しており財務情報が公開されているので、それらの書類を検討することにより、割当予定先が資金を十分に保有していることを確認したとのことです。以上から、第三者委員会としては、割当予定先らの相当性は認められると考えます。

(ウ) 発行条件について

第三者委員会は、発行価格について、株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討し、当社の株式の評価額を協議しました。同社における担当会計士に対する質疑応答も実施しました。その結果、第三者委員会としては、当社が発行価格を決定する過程で考慮した株式の評価額について、実務的に極めて一般的な手法で評価がなされており、評価の過程で特殊事情は一切考慮されていないことを確認しました。そして本第三者割当における発行価格は、その評価額の範囲内で発行されることを確認し、したがって発行価格の相当性は認められると考えます。さらにその他の発行条件について、割当予定先らと交渉中の契約書ドラフトを確認しました。また当該交渉を担当する当社の代理人弁護士から得られたコメントも確認し、当社は交渉プロセスについて弁護士による十分な助言を受けながら進めているといえます。以上のプロセスを経て当社が合意した発行条件について、第三者委員会としては、相当であるものと考えます。

(エ) 希薄化について

第三者委員会は、本第三者割当について、当社の一般株主にとって、希薄化という不利益を超えるメリットはあるのか否かを検討しました。この点、本第三者割当の特徴は、単なる資金調達にとどまらず、SBI及びスクウェア・エニックスと資本業務提携をするということであり、当社の一般株主にとってのメリットを検討するためには、本第三者割当のみを見て判断するべきではなく、当社が当該資本業務提携を通じて具体的に目指している点を考慮した上で判断すべきものと考えます。その観点から、当社がSBI及びスクウェア・エニックスとの資本業務提携により具体的に進めようとしている事業を検討し、当社の企業価値を向上させる現実的可能性を否定するような事実は見出しておりません。したがって、第三者委員会としては、本第三者割当について、当社の一般株主にとって、希薄化という不利益を超えるメリットはあるので、この点において相当性は認められると考えます。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2022年12月22日付の取締役会において、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

(注) 当社と加本巨氏(ホーガン・ロヴェルズ法律事務所)との間には、これまでに、顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

## 8【その他参考になる事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項なし

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第15期(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日) 2022年7月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第1四半期(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日) 2022年9月9日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第16期第2四半期(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日) 2022年12月9日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年7月27日に関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2022年9月9日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2022年12月9日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(2022年12月22日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社gumi 本店

(東京都新宿区西新宿四丁目34番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

#### 第五部【特別情報】

該当事項なし